長岡市公告第１２６号

長岡市農用地利用集積計画の決定について（公告）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第１８条第１項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、旧農業経営基盤強化促進法第１９条の規定により公告します。

令和６年４月３０日

長 岡 市 長　　磯 田　達 伸

農用地利用集積計画の備付場所
長岡市農林水産部 農水産政策課